

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、「R6馬土 貞光川他 つ・貞光岡他 河川維持業務」に適用するものとする。

第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条 業務範囲

業務範囲については設計図面に示す、『美馬郡つるぎ町貞光・一宇内』の河川区域内とする。

第5条 現場責任者

受注者は、「現場責任者届」を契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、監督員へ提出しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

第6条 業務内容及び作業実績の管理等

業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、実績日報・写真（別紙-1, 2, 3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。
- 3 業務写真は、同一箇所で作業前・作業状況（伐竹木（除草）・集積・積込・運搬・処理）・完了状況を対比させて添付することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 4 伐竹木（除草）完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 5 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。
- 6 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第7条 除草時の飛散防止

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの

飛散防止対策を実施しなければならない。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用

草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。

歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。

受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により、監督員に提出し確認を受けなければならない。

第8条 竹・草木類の搬出等

竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。

3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第9条 交通誘導員等

本業務については、交通整理員を見込んでいないが、必要となった場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる場合は変更契約を行うものとする。

第10条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。